

風しん抗体検査・風しん予防接種のお知らせ

問 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、これまでに風しんの予防接種を受ける機会がなかった世代であり、他の世代に比べ風しんの抗体保有率が低くなっています。風しんのまん延を防ぐために、風しんの抗体検査・予防接種が無料で受けられます。

対 象 者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で
令和元年度～令和4年度に抗体検査を受けていない人
(対象の人には既にクーポン券を発送しております。)

内 容 (1) 風しん抗体検査
(2) 風しん第5期予防接種(上記(1)抗体検査により、抗体が低いことが分かった人のみ)

実施期間 令和7年3月31日まで

医療機関への持参品 クーポン券、健康保険証

「あいのりくん」の町外乗り入れを実施します

問 まちづくり課 企画振興係 ☎0968・86・5721

自宅から拠点を結ぶおでかけ交通「あいのりくん」は、お出かけ機会の更なる創出と利便性の向上を図るため、4月3日頃から町外拠点の2か所に乗り入れることが可能となります。

対象地区とその範囲 ※町外拠点の利用は、岩地区と春富地区の利用登録者が対象となります。

① 岩地区(上岩区、中岩区、下岩区)の利用登録者
➡山鹿バスセンター(山鹿市中央通)

② 春富校区(中林区、東吉地区、下吉地区、中吉地区、上吉地区、和仁区、中和仁区、上和仁区、開拓)の利用登録者
➡特産品センターなんかん いきいき村(南関町関町)

利用料金
500円/1回当たり

あいのりくんを利用しておでかけしましょう!
和水町にお住まいの人なら誰でも利用できます。利用するためには、事前の利用登録が必要です。

あいのりくん予約センター ☎0968・82・8355

受付時間: 午前9時～午後4時 (土日祝祭日・12/29～1/3を除く)

運行事業者では乗務員を募集しています
高瀬合同タクシーと三加和タクシーでは、あいのりくん運行業務に従事していただく乗務員を募集しています。

詳しくは、高瀬合同タクシー ☎0968・73・3134、三加和タクシー ☎0968・44・0700まで。

全国大会等出場補助金を交付します

問 社会教育課 社会体育係 ☎0968・34・3047

和水町では、スポーツおよび文化の振興を図るため、全国大会などに出場される団体または個人に対して補助金を交付します。

補助対象 和水町の住民基本台帳に登録されている人(学生の場合は保護者が和水町の住民基本台帳に登録されているに限る)で、公共団体または各文化・体育協会(種目協会を含む)が主催する次のいずれに該当する人。

①地方ブロック大会の予選会を経て大会に参加する資格を取得した団体または個人
②県などの団体から推薦があって大会に参加する資格を取得した団体または個人

補助金額 ・全国大会 1人 10,000円 ・国際大会 1人 20,000円

※ただし、団体または個人に対してそれぞれ年度内に1回限りとする。

提出書類 ①全国大会等出場補助金交付申請書
②全国大会などの要項、出場者名簿、予選会の大会要項および予選会の大会結果

※書類一式は、町ホームページからダウンロード可能。懸垂幕を作成するため、出場が決まった際は速やかに書類を提出してください。

提 出 先 三加和公民館または中央公民館

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

HPVワクチン(子宮頸がん予防)接種のお知らせ

問 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730

○接種勧奨が再開されました!
HPV(ヒトパピローマウイルス)とは、子宮頸がんの原因のウイルスです。副反応の問題がおきたことから積極的勧奨を平成25年6月から差し控えておりましたが、接種による有用性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、令和4年度から積極的に勧奨することとなりました。

それに伴い、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した女子は、公平な接種機会を確保する観点から、定期接種(無料)として接種が可能となりました(以下、キャッチアップ接種という。)

対象者
以下の①または②に該当するHPVワクチン3回接種未完了者

①本来の定期接種 小学校6年生から高校1年生相当の女子

②キャッチアップ接種
令和5年度:平成9年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子
令和6年度:平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子
※②キャッチアップ接種対象者の接種期限については、令和7年3月31日まで

令和5年度の個別通知について(4月頃)
予診票などを配布していない対象者へ関係書類を送付します。

接種場所
委託医療機関(ホームページおよび通知に記載あり)

○接種料金の払い戻しについて(これまでに自費で接種した人へ)
積極的な接種の勧奨を差し控えている間に接種の機会を逃した人で、定期接種の対象年齢を過ぎて、令和4年3月31日までにHPVワクチンを自費で受けた人に接種費用の助成(償還払い)を実施します。

対象者
以下の①～⑤の条件をすべて満たす人

①令和4年4月1日時点で和水町の住民基本台帳に登録されている者であること

②平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子

③16歳となる日の属する年度の末日までに(定期接種の対象期間内に)HPVワクチンの定期接種において3回の接種を完了していないこと

④17歳となる日の属する年度から令和4年3月31日までに国内の医療機関でHPVワクチン(2価または4価)の任意接種を受け、実費を負担した人

⑤償還払いを受けようとする接種回数分についてキャッチアップ接種として定期接種を受けていない人

申請方法
①領収書などの実費を支払った事実が確認できるもの(原本)

②母子健康手帳などの接種記録が確認できるもの(写し)

③印鑑

④通帳などの振込先が分かる書類(写し)

①～④を持参のうえ、保健子ども課または地域振興課総合窓口係へお越しく下さい。

申請受付期限
令和7年3月31日まで

助成額
接種者が負担した接種料金の実費(ただし、全額お返しできない場合もあります。)

※詳しくは、ホームページをご確認ください。

○9価HPVワクチン(シルガード9)の定期接種化について
予防接種実施規則の一部を改正する省令が令和5年1月30日に公布され、令和5年4月1日から9価HPVワクチン(シルガード9)を定期接種に用いることができるようになりました。

※既に予診票を配布済みの対象者については、既存の予診票で9価HPVワクチンの接種が可能です。